

食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業（メディアプロモーション）  
に関する業務委託仕様書

1 業務目的

本県は食を中心にスポーツ、自然、森林、神話など多くの魅力を有しているが、首都圏など県外への情報発信について、更に強化していく必要がある。また、現代の情報発信手段はテレビやラジオ、雑誌、WEB、SNS など多岐に渡り、それぞれの強みを生かしながら、メディアミックスで情報発信することで、より効果的なプロモーションにつながるものとする。

以上を踏まえ、本事業では、各種メディアを効果的に活用し、本県の食を中心とする様々な魅力を県外へ幅広く発信することで、本県の認知度向上、ブランド力向上につなげるとともに、本県が進めるフードビジネスの更なる振興を図る。

2 業務内容

本県の食を中心とする魅力を掘り起こした上で、以下の取組を通じて効果的に情報発信し、本県の認知度向上、ブランド力向上を図ること。

(1) メディアへの露出

- 掘り起こした本県の魅力を、メディアプロモート（プレスリリース配信やメディアキャラバン等）を通じて首都圏メディアに対し効果的なタイミングで情報発信し、全国的に知名度の高いテレビ番組やラジオ、雑誌等への露出を行うこと。

※ 企画提案時点では、5点程度の食を中心とする本県の魅力を提示すること。また、具体的な情報収集及び情報発信の方法や体制についても提示すること。最終的に本事業で取り上げる数は10点以上を予定しており、提案分以外は、受託者決定後に県と受託者で協議し決定することとする。

※ 各情報の発信のタイミング等、おおまかな年間計画については、企画提案内容を踏まえた上で、受託者決定後に県と受託者で協議し決定することとする。

(2) その他

- 県が別に発注する「食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業（雑誌タイアップ）」と必要に応じて連携し、より効果的なプロモーションを図ること。
- 上記のほか、食を中心とした本県の魅力発信に効果的な取組がある場合、提案に含めること。その他、本事業の実施に伴い必要と認められる業務を行うこと。
- なお、上記を通じたプロモーションによる広告換算額は20億円以上を目標とする。

### 3 委託事業に関する経費の管理等

- (1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。
  - ア 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
  - イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
  - ウ 団体等へ加入するための負担金
  - エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
  - オ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。
  - ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿
  - イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
  - ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
  - エ その他、協議の上、必要と認められる書類

### 4 その他

- (1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること。
- (3) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。